

1. 重大事故等情報＝５件（７月４日～７月１０日分）

(1) 乗合バスの車内事故

７月８日（火）午後２時４７分頃、神奈川県川崎市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客４３名を乗せて運行中、第二車線を走行していた法人タクシーが、路上で手を上げた乗客を乗せるため、第一車線を走行していた当該バスの直前に車線変更し停止した。

当該バスがタクシーとの衝突を回避するため急ブレーキをかけたところ、立っていた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷、転倒に巻き込まれた別の乗客が軽傷を負った。

(2) 乗合バスの車両火災

７月９日（水）午後４時２分頃、福島県いわき市の乗合バス事業者の営業所において、出庫前にエンジンをかけて停車していた乗合バスのエンジンルーム付近から出火した。

この事故による負傷者はいない。出火原因は調査中。

(3) 乗合バスの車内事故

７月９日（水）午後６時５５分頃、宮城県仙台市青葉区の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客３６名を乗せて第一車線を運行中、第二車線を走行していた乗用車が渋滞をさけるためにバスの前方に割り込み、当該乗用車との衝突回避のためバス運転者が急ブレーキをかけたことにより、車内の乗客が転倒した。

この事故により、最後列中央座席に着座していた乗客が前方に投げ出されたことにより重傷、他の転倒した乗客４名が軽傷を負った。

(4) 乗合バスとトレーラの衝突事故

７月１０日（木）午前１０時５５分頃、東京都江戸川区東葛西の都道において、東京都に営業所を置く乗合バスが乗客１６名を乗せて運行中、交差点手前に停止していた乗用車を追い越して交差点に進入した際、バス運転者は、対向車線から右折してきたトレーラの発見が遅れ衝突を回避するために急ブレーキをかけたが間に合わず、当該トレーラと衝突した。

この事故により、バス運転者１名と乗客１１名の計１２名が軽傷を負った。事故は、バスとトレーラの双方の運転者の前方不注意により発生した模様。

(5) 個人タクシーの鉄道車両との接触事故

７月７日（月）午前７時２５分ごろ、京都府京都市の府道において、京都府に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、交差点を右折しようとした

ところ、路面電車との距離を見誤って、道路中央部の軌道敷内を後方から来た路面電車と接触した。

上記5件の死傷者数計：死亡0名、重傷2名、軽傷17名（速報値）

2. トピック

～大型トラックの衝突事故と大型乗合バスの追突事故から得た教訓～

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

○ 特別重要調査対象事故

○ 重要調査対象事故

※対象事故について

※以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

(2) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始

～バス、トラック運送事業者の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～
(配信日：R7.5.23)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を、令和7年5月8日から開始いたします。

1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（車輪脱落予兆検知装置）
- (2) 運行管理の高度化に対する支援（デジタル式運行記録計）

2. 補助事業の内容

申請ポータルサイト並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

申請ポータルサイト

<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06hosei.html

運行管理の高度化に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付期間

令和7年5月8日～令和8年1月30日※

※1. (2) の支援は、令和7年7月31日まで

4. 留意点

- ・ 本事業の申請受付窓口は申請ポータルサイトとなっております。
運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。
- ・ 申請受付期間中に新制総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

(3) トラックの法令遵守の徹底について

(配信日：R7.4.25)

令和7年4月23日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、トラック事業者関係団体あてに、通達を発出いたしました。

4月23日に日本郵便株式会社より、社内調査の結果、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条（点呼等）の規定に違反し、アルコール検査や点呼を適正に実施していないことが、全国約3,200営業所の75%に当たる約2,400の営業所において確認された旨、国土交通省に報告があった。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であるが、安全確保の要である点呼を多くの営業所において適正に実施していなかったことは、事業者に法令遵守の意識が欠如していたものと言わざるを得ず、輸送の安全確保を揺るがしかねないものである。

ついては、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、点呼の実施等の法令遵守の徹底が図られるよう、下記事項について、改めて、周知徹底を図られたい。

記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。
 - (1) 運行管理者もしくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者（以下、運行管理者等という。）は、アルコール検査の実施等、法令に定められた点呼を確実に実施すること。
 - (2) 事業者は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であることを再認識し、貨物自動車運送事業法関係法令に定められた規定を確実に遵守するよう、運行管理者等を指導監督すること。

-
- (4) 貸切バスの更なる安全性向上のため、事業者講習会及び街頭監査を全国一斉に実施します!!

（配信日：R7.4.18）

訪日外国人旅行者の増加に伴い貸切バスの需要が高まっていることから、貸切バスの一層の安全性向上が求められています。

また、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故以降も、令和4年10月に貸切バスの横転事故（死傷者計29名）が静岡県で発生しているところ、このような悲惨な事故を二度と発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が制定され、昨年4月から施行されたところです。

そのため、本年度も、繁忙期を迎えるにあたり、運行管理者を対象とした事業者講習会を開催し、交通事故の発生状況や事業用自動車の安全対策、最近の関係法令等の改正内容について周知を行うとともに、街頭監査を実施し、法令遵守の徹底状況の確認と違反者に対する指導・是正を行うことにより、貸切バスの更なる安全性向上を図ってまいります。

【事業者講習会の概要】

- ① 実施時期：５月～７月
- ② 対象者：貸切バス事業者の統括運行管理者等
- ③ 講習内容：・事業用自動車による交通事故の発生状況
 - ・最近の事故事例
 - ・事業用自動車の安全対策
 - ・最近の監査及び行政処分
 - ・最近の関係法令の改正 等

【街頭監査の概要】

- ① 実施時期：４月下旬～７月
- ② 実施場所：観光施設（駐車場）、高速道路ＳＡ、主要駅、空港、旅客船埠頭等

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000698.html

(5) バスの安全運行の徹底について

(配信日：R7.3.28)

令和７年３月２４日付けで、国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、（公社）日本バス協会及び（一社）公営交通事業協会あてに、通達を発出いたしました。

令和７年３月２２日（土）午後８時４０分頃、三重県南牟婁郡御浜町の国道において、乗客２１名、運転者１名及び交替運転者１名を乗せた高速乗合バスが、直線道路のセンターラインを越え、道路外に逸脱し防風林に衝突したことにより、運転者１名が死亡、乗客１名が重傷、１５名が軽傷となる事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、当該事故現場にはブレーキ痕がなかったことから、運転者の体調不良等の原因が疑われています。

推定原因を防ぎ、被害を低減するための注意点を下記のとおりまとめました

ので、会員事業者にも周知いただくとともに、輸送の安全確保に努めて頂くよう
よろしくお願いします。

記

1. 運行管理業務を再確認し、確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 運行管理者は、運転者の健康状態の確認を含め、点呼を確実に実施すること。
 - (2) 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者の指示を仰ぐこと。
 - (3) 運行管理者は、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況を把握し、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
 - (4) 自動車運送事業者は、運転者が自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施すること。
3. 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。

-
- (6) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について
(配信日：R7.3.7)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。(R7.2.28改正、R7.4.1施行)

昨年の貨物自動車運送事業法の改正により、貨物軽自動車運送事業の安全対策の強化及び貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため運送契約締結時の書面交付義務等の措置の創設がされたところです。

また、自動車運送事業の運転者の疾病による事業用自動車の交通事故が増加傾向に転じており、健康診断の受診を徹底することにより健康起因事故の更なる低減が必要な状況です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○貨物軽自動車運送事業に対する安全対策強化に伴う行政処分基準の追加

安全対策強化に伴い、行政処分基準を設けております（以下、処分基準例）。

① 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

貨物軽自動車安全管理者の選任違反（選任なし）→事業停止 30 日間

② 業務記録の作成・保存の義務付け

業務の記録違反（全て記録なし）→初違反 30 日車、再違反 60 日車

③ 事故記録の保存の義務付け

事故の記録違反（記録なし 3 件以上）→初違反 10 日車、再違反 20 日車

④ 国土交通大臣への事故報告の義務付け

自動車事故報告規則に規定する事故の未届出→初違反 10 日車、再違反 20 日車

⑤ 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

特別な指導の実施状況（大部分不適切）→初違反 10 日車、再違反 20 日車

⑥ 貨物軽自動車運転者等台帳の作成・保存の義務付け

貨物軽自動車運転者等台帳の作成義務違反（全て作成なし）→初違反 20 日車、再違反 40 日車

※上記以外の規定についても、一般貨物自動車運送事業に準じて設定。

○トラック事業者の取引に関する規制措置に対する行政処分基準の追加

運送契約締結時の書面交付義務等の措置の創設に伴い、行政処分基準を設けております（以下、処分基準の例）。

① 運送契約締結時の書面交付義務違反→

交付なし 5 件以下 初違反警告、再違反 10 日車

交付なし 6 件以上 15 件以下 初違反 10 日車、再違反 20 日車

交付なし 16 件以上 初違反 20 日車、再違反 40 日車

② 他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反

→①の処分日車数と同じ

③ 運送利用管理規程の未作成→初違反 20 日車、再違反 40 日車

④ 運送利用管理者の選任違反→初違反 20 日車、再違反 40 日車

⑤ 実運送体制管理簿の作成義務違反→

作成なし 5 件以下 初違反警告、再違反 10 日車

作成なし 6 件以上 15 件以下 初違反 10 日車、再違反 20 日車

作成なし 16 件以上 初違反 20 日車、再違反 40 日車

※上記以外の規定についても、行政処分基準を設定。

①【強化】疾病、疲労等のおそれのある運行の業務

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

